

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (26. 4 定)			
日 時	平成 26 年 12 月 18 日 (木)	開 議	午後 1 時 00 分
		閉 会	午後 4 時 14 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、濱本副委員長、秋元・吹田・川畑・松田・酒井・ 上野・山口各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、保健所長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、上野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、安齋委員が吹田委員に、高橋委員が松田委員に、林下委員が山口委員に、中島委員が川畑委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

先日引き続きまして、一般質問に関連しての質問になりますので、よろしくお願いいたします。

◎小樽市障害福祉計画について

初めに、1点目、小樽市障害福祉計画への小樽市障がい児・者支援協議会のメンバーからの意見の反映につきまして、その状況について伺いましたが、市長の答弁の中で、協議会のメンバーの方々から、活性化のために専門部会を設けるですとか、計画策定には障害をお持ちの方々の声を聞くべきですとか、障害者のサービス等利用計画の作成を進めるために介護保険事業所の力をかりてはどうかとの意見があったということですが、このような意見に対してこれまでどのように意見を反映されてきたのか、また、事業に生かされてきたのか、伺います。

○（福祉）障害福祉課長

まず、協議会の活性化の専門部会でございますけれども、平成24年度以降、この専門部会の中に権利擁護部会やこども支援部会等を設けて、地域の課題等の検討をしているところでございます。

次に、障害をお持ちの方々の声を聞くということにつきましては、現在、計画を策定しておりますので、私どもでいろいろな当事者の会の方々の声を聞くべく、その会等に顔を出して参加しているところでございます。

また、計画作成のための介護保険事業所等の御協力につきましては、25年度以降、現在に至るまで、市内の介護保険事業所、現在は11社ですが、その御協力をいただきながらサービス等利用計画の作成推進に努めているところでございます。

○秋元委員

それで、2番目の、障害を持っている方々の意見を聞く、声を聞くべきだというような意見で、これからという話だったかと思うのですが、障害をお持ちの方々の意見をどのようにして聞いていくのか、それについての考えはどのようになっていますか。

○（福祉）障害福祉課長

今、皆様からいろいろな御意見をいただいているところでございますけれども、ハードの面で、事業所が少ないといった面につきましては、なかなか私どもの力だけではできないものもございまして、今後またいろいろな、障害者差別解消法等の取組等も進めていく中で、そのような声をできるだけ今後の障害者施策に反映すべく、これから努めてまいりたいと考えているところでございます。

○秋元委員

いや、意見の聞き方なのです。障害を持っている方々からどのように意見を吸い上げるのかという、その方法についてどのように考えていますかということなのです。

○(福祉) 障害福祉課長

現在、障害福祉計画を策定しているところですが、それにつきましては、アンケートということは実施しておりませんが、今後、平成29年度から障害者計画という10年計画がスタートするべく準備を進めてまいりますので、その中で障害をお持ちの方々の声を聞くということをアンケート等で実施してまいりたい、そのようには考えております。

○秋元委員

これまで、障害を持っている方々の声を聞くべきだという意見があったということなのですが、私自身、そういう協議会の中で、障害を持っている方々の声は結構反映されている計画なのかなと感じていたのですが、そうではなく、実際、協議会のメンバーの方からそういう意見が出たということは、少し驚いているところなのですが、私は、障害を持っている方々の生の声というものをしっかり聞かなければいけないのだろうと思うのです。今回の一般質問にかかわった中でも、障害を持っている当事者の方の声ですので、そういう声はやはり早めに聞いていかなければいけないのだろうと思っているのです。平成29年度からの計画の中でそういう声を反映させるということなのですが、第5期の計画になるということでもいいのですか。

○(福祉) 障害福祉課長

答弁等でも答えさせていただいた、事業所が少ないといった声は、現在、第4期の計画をつくっている中でも、当事者の声としては聞いているところでございます。また、手話通訳の数を増やしてほしいといった具体的な例につきましても、来年1月、2月の計画策定までにはいろいろな声を聞くということで、いろいろな会合には出てまいります。また、アンケートにつきましては、障害者計画という10年スパンの概念の計画がございまして、第5期ではなく、障害者計画のほうでのアンケートという形になる、そのように準備を進めてまいりたいと考えております。

○秋元委員

ニーズはたくさんあるかと思うのですが、ぜひ声をしっかり受け止めていただきたいと思います。

◎障害者タクシー利用助成事業について

今回、市長の答弁の中で、障害者タクシー利用助成事業について、車を運転できない方やバス停になかなか行けない方を対象に行うという事業だということだったのですが、障害福祉計画を見ても、小樽市障害者タクシー利用助成規則を見ても、そのような記載がされていないのですけれども、そのような記載はどこにされているのでしょうか。

○(福祉) 障害福祉課長

具体的にバスに乗れないとか、バス停に行けないとか、車の運転ができない、そのようなことを特に規則、要綱等で定めているというものではございませんけれども、この助成事業は、重度の身体障害をお持ちの方の外出支援ということでございますので、やはり自力での移動が困難な方を想定している事業でございます。

○秋元委員

そこで、福祉部長からも、バス停に行けない、車の運転ができない方を主に対象にしていると言われましたが、実際、私が相談を受けた方は、バスに乗ってJRに乗って通勤されたりしているのです。ところが、障害1級、2級の対象者に入っているわけなのです。この障害者タクシー利用助成を使おうと思っても、実際、使いにくい事業だというような声があったのですが、対象になってはいるけれども、先ほど言われたバス停に行けないとか、車を運転できないというのが書かれていない中で、その方たちにどのように説明をされていくのか、対象にはなっているものの、正確に言うと、今、課長が言われたように、対象にはなり得ないというか、趣旨から言うと対象にならないのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

実際、タクシー利用助成の対象となる方は、視覚の、目の不自由な方 1 級、腎臓の 1 級、そして、足の、下肢、体幹の 1、2 級の方ということで、下肢、体幹の 1、2 級の方々が、本当に杖をつかなければ歩けないとか、そういう厳密な線引きというのは、やはり等級の内容は、医師の診断に基づいた診断書で級が決まるということですので、一概に、皆さんがバス停まで行けないとか、そういう線引きというのは非常に難しい、しかしながら、私たちは重度の肢体障害の方々の移動支援の確保ということでタクシー利用助成をしている、そのようなことで事業を進めているところでございます。

○秋元委員

肢体障害の対象の方が 972 名おられます。それで、申請者数が 484 名、交付率が 49.79 パーセントなのですけれども、約半数の方が申請していないという状況なのです。これは、なぜ申請しないのか、その辺の理由というのは押さえていますか。

○（福祉）障害福祉課長

実際に利用されていない半分の方々について調査等をしたということはありません。ただ、肢体不自由の方の中にはやはり高齢の方も多いものと思いますので、施設に入られているとか、入院をされている、そのようなことでなかなか在宅での生活でタクシーを利用する機会がない、そのような方も多く含まれているのではないかと、そのように考えております。

○秋元委員

そもそも、この障害者タクシー利用助成事業なのですが、これはいつから実施された事業なのか、聞かせていただけますか。

○（福祉）障害福祉課長

この事業につきましては、昭和 55 年 4 月からスタートしたところでございます。

○秋元委員

それで、助成券の内容なのですけれども、どのような内容で助成されているのか、お聞きいたします。

○（福祉）障害福祉課長

まず、昭和 55 年 4 月、スタート当初は、下肢と体幹障害の 1、2 級の方に対してリフトつきタクシーのみの交付というところからスタートしております。翌年、視覚障害の 1 級の方も追加し、また、一般タクシーを利用される方の助成もこのときから開始しております。その後は、タクシー料金の改定もございまして、助成額も変わっているところです。平成 8 年 4 月には、腎臓障害の 1 級の方が追加され、平成 15 年 4 月からは、現在の内容ということで事業を推進しているところでございます。

○秋元委員

助成券の中身というのはどのようなものですか。

○（福祉）障害福祉課長

助成券の中身につきましては、下肢、足の障害と体幹の障害の 1、2 級の方、また、視覚障害をお持ちの方には 400 円の助成券を 28 枚、張碓や銭函、蘭島といった遠隔の方には 35 枚、また、腎臓障害の方は透析をされる回数も多いということで、400 円の助成券を 40 枚、遠隔地の方には 47 枚出しているところでございます。

○秋元委員

私も計算させていただいたのですけれども、例えば 400 円の券を 28 枚いただく方は、1 万 1,200 円なのです。遠隔地の方は、35 枚で 1 万 4,000 円になりまして、差額が生じるのです。腎臓障害と、肢体障害、視覚障害の枚数が違うのですけれども、その辺の算定の考え方ですね、中身を見ますと、400 円券と 500 円券があるみたいですが、この違いというのは、どのように考えられて算定されているのですか。

○（福祉）障害福祉課長

腎臓障害の方の枚数が多いのは、週に二、三回透析されている、そういうことで頻度が多いということで、枚数が視覚の方、肢体の方に比べて多くなっている、それから、400円と500円のうち500円というのは、車椅子の方がリフト付きのタクシーに乗る、リフト付きのタクシーにつきましては、基本料金が一般のタクシーに比べて若干高いということで、そこら辺を、リフト付きタクシーを利用される方に手厚くしているというところでございます。

○秋元委員

今、リフト付きタクシーの方が500円券を使えるということで、この500円券と400円券の利用の状況というのはそれぞれ押さえていますか。

○（福祉）障害福祉課長

平成25年度の実績ですが、全体交付枚数における500円券の利用の割合は約5パーセントになっております。

○秋元委員

それで、私は、制度の中身自体が、肢体の方だけに限って言いますと、約半数の方しか申請されていなくて、利用枚数からいっても、66.8パーセントと非常に低いと感じるのです。障害者タクシー利用助成につきましては、当然、必要な方には有効な手段だと思っておりますけれども、同じ対象者の方にとってみれば、実際、タクシーを使わない方もいらっしゃるのですね、対象になっていながら。その方々というのは、例えば金額の設定の仕方もそうなのではございますけれども、非常に不公平感があるというふうに向うのですが、その辺で何か感じることはあるのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

やはり手帳をお持ちの方の生活実態というのは多岐多様にわたっていると思います。その中で、小樽市として、昭和56年から長きにわたり、この重度の、移動の困難な方のタクシー利用に助成している、それにつきましては、利用頻度は少ないかもしれませんが、重宝している方にとっては大変ありがたい制度でありますので、私どもといたしましては、不公平ということではなく、あくまでも利用する、そのための周知も含めて、利用頻度を高める、そういうことも、市長答弁にはありますけれども、そういうことに努めながらこの事業を継続してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○秋元委員

利用頻度の話で、交付率にもかかわってくるかと思っておりますけれども、交付率が約半数という、肢体の方なのですが、こういう状況というのは、大体これまでの計画上、ずっと続いているのですか。交付率がだんだん下がってきたとか、上がってきたとか、そのような推移というのはどのようになっていますか。

○（福祉）障害福祉課長

ここ数年は70パーセント台で推移しているということで、利用率に大きく変動があるとか、交付率の変動というのは、ここ数年の中ではさほど大きな差異はないというふうに捉えております。

○秋元委員

今、職員の皆さんは事業評価をされていると思うのですが、事業評価の観点から言うと、その事業を行っていて、交付率、利用率がこのぐらいの数だと、その事業の中身を見直すというような観点になっていくのかなと思うのです。実際、その交付率、利用率にあまり変化がない中で事業を行っているという理由が、私は、当然、障害者タクシー利用助成を使っている方には非常にいい制度なのではございますけれども、ただ、その利用率が上がらないということに対してどのような考えを持っているのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

利用率が上がらない、それにつきましては、先ほど来、話をさせていただいた、皆さんにとってタクシーなのか、それとも、タクシーを利用しなくて、もしかしたら杖をついてバスに乗れている方もいらっしゃるかもしれない、そういう中での利用率として考えて、これが高いか、低いかということは、なかなか線引きが難しいところではあ

ります。ただ、事業といたしましては、利用率を上げるために、さらにいま一度周知に努めてまいりたい、そのようには考えているところでございます。

○秋元委員

周知をして利用率や交付率が上がるのかなという感じがするのです。小樽市障害者タクシー利用助成規則を見ますと、余った助成券については返還するという事になっています。実際、その返還というのはどのように行われているのでしょうか。

○(福祉) 障害福祉課長

返還につきましては、次の年度に新たにタクシー券を取りにいらっしゃるときに返してもらったり、市外に転出するから使いませんということで窓口で直接お持ちいただいたりする、そのような方もいらっしゃっているところがございます。

○秋元委員

利用率が66.8パーセントですけれども、実際、100パーセントにならないまでも、その返還率といいますか、回収率といいますか、その辺はどのぐらいなのか。

○(福祉) 障害福祉課長

規則上は返還を求めることにはなっておりますが、実際に翌年度、新しいものが来ましたら、市役所に持ってこずに、御自宅で、もう使えないということでそのままにしている方もいらっしゃいますので、返還率がどのくらいかということにつきましては、調査等は特にしていないということでございます。

○秋元委員

その規則の中では、市長にこれを返還しなければならないという、結構厳しい文言になっているのですけれども、私は、利用者の手間などを考えると、返還しなくていいのかなとは思っています。実際、返還することを求めているのであれば、こういう規則の中身も変えるべきなのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(福祉) 障害福祉課長

この障害者タクシー利用助成というのは、あくまでも障害をお持ちの御本人に交付するという事とつくっているものですので、やはり、転出や死亡等でタクシーが必要になっていないというときには、基本的にはお返しいただくという事と規則のつくりということで、私どもではそういう形で規則にはうたっているところがございます。

○秋元委員

変える必要がないということなのかなと思うのですけれども、第3期小樽市障害福祉計画の中で事業の見込数ですか、1,200名と見込まれています。実際が963名にとどまっていると思うのですけれども、サービスの必要量の算出方法、見込量と実績の乖離について、どのようにお考えになっていますか。

○(福祉) 障害福祉課長

障害者タクシー利用助成に限らず、この第3期計画の見込量というのは、3年間でそういう福祉障害サービスを使う方々の量がどのくらいになるかということで、いろいろな事業で算出しております。障害者タクシー利用助成につきましてもその一つでありまして、利用を増やしたいという思いで伸ばしているというところはあるんですが、やはり委員がおっしゃるように、PR等の不足でなかなか実態として伸びていない、そういうところの乖離は、タクシーに限らずほかの事業でもありますので、それにつきましては、第4期の中でまた改めて、現状を把握しながら数値について考えていく、そのような作業で考えているところでございます。

○秋元委員

事業の周知はぜひお願いしたいのですが、使いにくいという方がいらっしゃるわけですから、実際、私が話を伺ったのは1人ですけれども、その事業の中身について、いろいろな機会を捉えて、例えばアンケートをとるですとか、いろいろな意見を聞いてみるというようなことをぜひしていただきたいと思うのです。

今回、事業予算の話にも触れたのですが、この事業予算を組む段階での算出方法が利用実績からというような話があったのですけれども、そもそも、事業予算を算出するのに、実績を基に算出する方法がこの事業ではどうなのかなと感じるのですが、その辺はいかがですか。

○（福祉）障害福祉課長

これまでの障害者タクシー利用助成の事業予算につきましては、交付率、利用率を勘案して予算をつくっているというところはそのとおりでございます。ただ、今後、その周知等で利用が増えるというときには、実情の中で予算の数字を考えていく、そのようなことで考えているところでございます。

○秋元委員

予算の話からいいますと、実績から予算組みをした場合、この事業に関しては、なぜ利用率が低いのかという発想にそもそもなるのかなと感じるのです。一般質問でも行いましたけれども、現在、タクシーを使わないでバスやJRを使っている方は、実費で行って社会参加をしようとされている方々なのですが、それは、民間の企業がJRやバスの補助を一部していますけれども、実際、タクシーを利用していないわけですから、そういう方々の社会参加にはかかわっていないわけなのですが、そういう方々に対して、小樽市としてはどのように思われますか。

○（福祉）障害福祉課長

JRやバスを御利用になっている方、身体障害者手帳をお持ちの方と療育手帳をお持ちの方については、バスが半額、また、JRも半額等の、民間事業者のお力添えではありますが、そういうサービスはありますので、そういう意味では、タクシーを御利用になる重度の方というのは、そういう民間事業者の御協力という部分を小樽市において補っている、そのように考えているものでございます。

○秋元委員

いや、実費でJRやバスで社会参加をされている方については、実際、小樽市としてはかかわっていないわけですよ。補助や助成などをされていないという状況で、本来は障害の1級、2級であって、障害者タクシー利用助成の対象者になっているのですけれども、実際、その事業は使っていないと。そういう方々に対して、小樽市として新しい事業といいますか、考えるような余地はないのかなと思うのですけれども、改めて、先ほど言った平成29年度からの計画をつくる上でアンケートをとるということですが、そのようなアンケートの中でこのような声が多ければ、事業の見直しなり、新しい事業をつくっていくべきなのかなと思うのですけれども、その辺の考え方を伺います。

○福祉部長

秋元委員からる御質問等がございまして、この制度については特に移動が困難である方を対象とした制度で、そうした理念に基づいてつくられたものということでございます。そういった理念をやはり我々はしっかり考えながら運用していく必要があると思いますし、同時に、いろいろなサービス、この障害福祉サービスに限られませんけれども、各種サービスのいろいろな実態なども見ながら、必要に応じて見直しをしていくという作業は不可欠でございます。単純にサービスを拡大していくことができるのであれば、それはわりとたやすいかもしれませんが、なかなか財源的にそれが難しいとなりますと、事業全体の中で手を入れたり見直しをしたりすることが必要になってくるということでございます。そういうことからいたしまして、このタクシーの利用助成について、今の状態をずっと未来永劫、この形でいくということではございませんけれども、秋元委員のおっしゃるような方向性や内容で検討させていただくというような御答弁は、申しわけないのですが、今はできかねるということでございます。

各種制度の課題等についてはこれからも見ていきたいというふうに思いますし、それから、交付率、利用率が低いということについては、担当課長の答弁にありましたように、対象者を厳密に絞っていないということがございますので、そういったところからは、交付率が高くないというのも、ある程度そういった要因はあろうか

と思いますが、私どもとしては個人の生活状況や体の状況を厳密に今絞っていくというような考えはございませんので、その点はある程度限界もあるのかというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

たしか本会議でガソリン券やバス券なども選べるような制度もどうですかというような話をしたのですが、そういうことをやっているところがあまりないという話だったのです。今、それこそ、小樽市としてのいろいろな事業の特色と申しますか、特徴と申しますか、出すべきなのではないかなと感じるのです。別に横並びでほかの都市と同じ事業をする必要はなくて、これだけ人口が減って大変な中で、税収も上がらないという中で、利用率も、対象者の半分ぐらいにとどまっている事業の中身も精査して、では本当にこの事業がいいのかというのは改めて見直していただきたいなど。

また、一番初めに聞きました、障害のある方々の声を聞いてほしいという声が障がい児・者支援協議会のメンバーから出てきたこと自体、私は驚いております。ぜひそういう機会にアンケートをとって、障害のある方々の意見もしっかり聞いた上で、事業の見直しを行っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松田委員

◎高齢者の安全対策について

高齢者の安全対策ということで聞こうと思ったのですが、時間もないようですので、救急出動の要請のうち、65歳以上の救急搬送人数、その割合、それを過去2年間と本年11月までの状況、また、救急依頼は病気によるものか、事故によるものか、その種別だけお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）警防課長

救急搬送車と65歳以上の高齢者が占める比率についてでございますが、平成24年は救急搬送者5,557人のうち65歳以上の高齢者は3,545人で63.8パーセント、25年は救急搬送者5,821人のうち65歳以上の高齢者は3,758人で64.6パーセント、本年は、11月末までですけれども、救急搬送者5,226人のうち65歳以上の高齢者は3,455人で66.1パーセントでした。

それから、本年11月末までの高齢者の方が搬送された種別でございますけれども、急病が2,082人、一般負傷が566人、交通事故が53人、労働災害事故が17人、自損行為が10人、病院間の転送搬送が716人、そのほかが11人となっております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎観光の産業化について

当委員会の初日に議論も大分させていただいたのですが、基本的には、地域の衰退をとめるには一自治体だけの力ではなかなか難しいということを知る、いろいろ申し上げました。しかし、基本的には自治体としてできることはやらないといけないうわけですね。そういう意味で、私はいろいろ具体的に本市のまちづくりについてこれまでも議論をさせていただいたのですが、今、基幹産業というと、観光であるわけですね。前回も言いましたけれども、その観光を産業の中で生かしていきっていないのではないのかという議論をさせていただいたわけですね。

これまでも、データで、製造品の出荷額などは、あまり大きな落ち込みはないのですが、特に食品は全体の大体5割になっていますが、ここは10年見ても若干増えているわけですね、毎年動くのですが、それが、中身がどうなのかというふうになると、銭函のほうに大手企業、東洋水産株式会社や一正蒲鉾株式会社の工場ですね、企業誘致で市長が一生懸命セールスされて、そういうのが効いているのかなと。

実際、小樽の例えば菓子製造にしても、水産加工も含めてですけれども、廃業されたり、潰れたり、わりかし老舗がなくなったりしています。どちらかという、例えば滝川や千歳など、言ってみれば、道内ではこれまであまり知られていなかったところから企業が出てきて、いわゆる北海道ブランド、全国ブランドになりつつあるところもありますけれども、そういうところでしっかり企業が育ってきているということですよ。なかなか、後志も含めた小樽の中で企業としてそういう小樽の地の利というか、ブランドを生かした企業が、ある意味では全国ブランドになっていくような企業が生まれてこないというふうに思っているわけです。それはやはり産業政策の中で今後、本当に重要なことになるとは思いますけれども、そういうことについて今、どのような施策をされようとしているのか、まずお聞きしたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

私の所管のみではありませんけれども、この数年、産業港湾部としては、製造に関して言えば、ブランド力をつけようという事業なり、あとは国内外への販路拡大を支援しようということで、これまでにない大規模の商談展示会に出展するなど、そういう営業の部分に力を入れるような支援をしてきたと。物を売らなかつたらつくれないわけで、まずは商品力を上げて売るということに支援しようと、そのような方向でやってきたかと思っております。

○山口委員

商品のいわゆる販売努力、営業ですね、これは物産協会なども含めて一生懸命おやりになっているのは重々承知しております。問題はやはり商品力なのです。営業をするためにはやはりツールが要るわけです。その力がなかったら、なかなか営業はうまくいかないわけです。だから、私は、既存商品が本当に例えばギフト商品に合っているのか、観光土産品としてどうなのかという、既存商品の評価なども含めて、政策的にプロも入れてやっていくべきではないかと。それは一過性ではなく、恒常的にそういうことをやるようなシステムをつくっておく必要があるのではないかと。金融機関もある意味では協力をさせていただかなければいけないと思いますけれども、育てていくということですよ。特に、小樽の企業は零細ですから、例えばスーパーに納めていच्छやるところは多いと思いますけれども、そういうところで手いっぱいだと、製造が。新たな商品開発などをやる余力はないと。まして、既存商品の見直しなども含めて、パッケージも含めて、それから、どのようにそれを入れ込むのか、何と何を組み合わせるのかということも含めて、客観的にそういうものを自分たちで評価して新たにやっっていこうということがなかなかできにくい環境にあるのではないかと思います。ずっとそうやってきているわけです。申し上げたように、地場調達率がずっと落ちているのです。これでは観光の意味が半減しているということですよ。私はやはり、商品力を上げていくという努力をどのように政策的にやっっていくのかということをごひ考えていただきたいと思うのですけれども、この点についてはいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

物産協会が頑張っているという話をされているかと思いますが、そもそも、商業労政課所管になりますが、小樽ブランド力推進事業ということで、物産協会に業務委託をしているのは小樽市であるわけで、そういった意味では、小樽市が物産協会を支援することで……

（「それはわかっているっちゃうの」と呼ぶ者あり）

そういう商品力の向上にも結びついているのではないのかというふうに考えているところでございます。

市役所のみならず、民間になりますけれども、小樽商工会議所のプロジェクトとしても、後志も含めてですが、地元のものを使った商品開発をしようということで、近年、水産のほうで言えば、にしん小樽漬が 3 社でつくられていたり、余市や仁木の梅を使った梅酒小樽美人というのも製造して、人気を博しているというところでございます。その梅酒小樽美人から始まって、ブルーベリーやアロニアを使ったお酒の展開をし、なおかつ、今年においては、小樽美人シリーズということでお菓子の展開をしようということ。それも、後志産の果実を使うということで、お菓子の展開をしようということで、カタラーナや蒸しどら、あとブラウニーなども 3 社ほどで製品開発をして、既に

販売されているものもございますので、官民合わせて、そういう芽は徐々に出てきているのかというふうには感じております。

○山口委員

そういう努力も含めて存じてはいるのですけれども、基本的に、1 回目の当委員会のときも少し申し上げまして、副市長は道の基準があるよということを、十勝などの例を挙げて話をしましたけれども、やはり商品力というのは、おいしいとか、いわゆる価格もありますけれども、中身です。わけがどのようになっているのかとかですよね。だから、ある意味では、商品を企画する際に、例えば、農薬がどうなのか、それから、どのような肥料を使っているのか、生産者はどういう人なのかも含めて、きちんとつくられていて、安全で丁寧につくられていることがストーリーとしてわかるような商品ですよね。これは大多数の、例えばスーパーで売られているような商品ではなく、多少高くても買っていただけるということですよ。そういうマーケットに届けるように土産物はなっているわけです。ですから、パッケージも大事なのです。

だから、そのようなことを目的というかターゲットにして絞り込んでやっていくということが、私は絶対大事だと思うのです。そういう意味では、小樽ブランドというのを何年か前にやりましたけれども、基準についてはなかなかうまく議論ができなかったですね。ですから、小樽ブランドについては、結局、立ち消えになっているような状況です。私の商品も小樽ブランドで認証されているのですよ。しかし、材料は使っていますけれども、北海道の材料ではなくてもちゃんと認定していただいています。本当はそれではだめなのですね、正直言って。地域ブランドというのは、そういうものではなく、地域の魅力を基本的には本当にわかっていただけるような商品でないとダメだと思います。ぜひそのような形で一度しっかり検討していただきたいと思います。御答弁は要りません。ソフト分野ではそういうことです。

◎新たな観光拠点の整備について

もう一つは、やはりハードの魅力ですよ。これは観光基本計画をおつくりになって、その中で拠点を決めて、これはソフトだけではなく、ソフトの分野ではいろいろ民間にも協力していただいて、祝津にしん群来祭りや小樽しゃこ祭りとか、その他も含めてですけれども、私がかかわったやつもありますが、そういうことは一生懸命されているわけです。一方で、拠点の整備ですね。私は、新たな拠点が要るのではないかと。要するに、堺町通りと浅草橋街園だけの観光ではもうもたないよということは申し上げました。そういう中で、一つは港です。もう一つは旧国鉄手宮線です。もう一つは天狗山です。

祝津はわりかし人に行っていたけりようになります。これはおたる水族館の問題があります。それから、久末議員が一生懸命におやりになって、北海道に協力していただいて、遊歩道の整備ということになってはいますけれども、あれは祝津から赤岩を越して、そしてオタモイまでの遊歩道なのです。とりあえずそういう整備がなされていけば、赤岩はロッククライミングの根強いファンがいらっやいます、祝津はホテルがあのようにリニューアルされたり、水族館も頑張っていっやる、それから、祝津たなげ会の方々も一生懸命頑張っているの、隠れた小樽の魅力というのが祝津で出てきたと思っています。

やはり喫緊でやらなければいけないのは、計画ができた天狗山です。これは中央バスも一生懸命おやりになるろうとしている。市も協力されている。これも非常に大事です。今がある意味では正念場になっているのではないかと私は思っているのですが、その辺の計画を、小樽の森でしたか、できてからもう 1 年以上たっていますけれども、その後の経過について何か報告していただけることがあれば、ぜひ報告をお願いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

天狗山の再開発にかかわりましては、まず、経過といたしまして、委員からも話がありましたとおり、昨年第 4 回定例会に市、観光協会、商工会議所、現事業者の中央バスから成る検討委員会によりまして作成いたしました事業実現化の検討報告書ができ上がって報告したところでございます。この委員会では、あくまでも事業者を特定し

ないで、どのようなことができるかというものでございました。また、委員会といたしましては、事業者を選定するという性格のものではありませんでしたけれども、自然な流れとして、現事業者の北海道中央バスで事業化に向けた検討が進められているところでもあります。ただ、ここにおきましても、御存じのとおり非常に大規模な事業でございますので、もちろん最終的に実施が決まったとか、そういった段階ではございませんけれども、市といたしましても以前から、平成23年第4回定例会、それから昨年第4回定例会でも、山口委員の代表質問に対しまして市長から答弁しておりますとおり、天狗山は観光基本計画における重要な拠点でございまして、この地域の活性化は今後の小樽観光の振興に非常に大きな役割を果たすものという共通認識の下、市の連携も必要であるということを再三言っておりますので、事業が前向きに進むことを期待いたしまして、現在のところ、現事業者の検討に際して、事務レベルできちんと参加いたしまして議論を深めているところでございます。

○山口委員

ぜひ進めて、一緒にやっていただきたいと思います。

港のほうは、今のところ港湾計画の軽微な改訂で進めようということ聞いておりますが、現状、どのようになっていますか。

それから、今後の日程的な予定です。どういう進め方をされるのかについて報告をお願いしたいと思います。

○（産業港湾）港湾室長

私どもでは、今年6月に第3号ふ頭及びその周辺再開発計画を取りまとめました。これにつきましては、委員も御存じのとおり、平成24年から市民アンケートを行う、それから、公募した市民によるワークショップを開催する、それから、商工会議所との意見交換を行う、こういったことをベースにしながら市としての案を取りまとめて、その後、市議会、小樽市地方港湾審議会、市民に意見を聞く、こういった形で今年6月にまとめております。今後につきましては、この取りまとめた内容、第3号ふ頭基部につきましては、小型船や観光船の係留施設、緑地、観光ターミナル、商業施設といったものを導入するというような計画になっております。今後、28年度に改訂を目指しております港湾計画の中にこういった機能を盛り込み、その後、この客船埠頭と一体となった水辺を生かした国際交流空間の形成ということに、できるものから取り組んでいきたいというふうに考えております。

スケジュールということですが、何年までにどこをつくるとまでは申し上げられませんが、ただ、これまでも第3号ふ頭に通ずる道路や多目的広場を整備してにぎわい空間の創出などをやってまいりましたし、27年度予算には、国直轄事業での岸壁の改良の予算要求という形では出しておりますので、委員も御存じのとおり、20年来、この計画は、いろいろつくりながら、進んできませんでしたが、スピードはどうなるかわかりませんが、何とか着手することができるという状況になっているということで報告させていただきます。

○山口委員

第3号ふ頭とその基部ですね。ここは基本的には交流観光ゾーンというか、そういうものにシフトしていけば、私は、小樽の観光の魅力はさらに大きなものになっていくということで大変期待しております。お金もかかることですし、時間もかかると思いますけれども、やはりここは間違いがないように、デザイン的にも、できれば一定具体化するに当たって設計コンペも含めておやりになれば、相当いいデザインのものできて、小樽のシンボルになるようなものになっていくのではないかとということで、その辺も含めてぜひ検討していただきたいと申し上げておきたいと思います。これは、答弁は要りません。

天狗山、港と来て、もう一つは旧国鉄手宮線です。手宮線は、財政が苦しい中でも取得をしていただいて、整備が来年度で終わるわけです。やはりまちの中心にありますから、ここについては、問題は沿線なわけです。沿線には目ばしい歴史的な資源もないわけですから、新たな景観形成が非常に重要になってくると私は思っております。

そうした中で、議会の中でも議論をさせていただき、常任委員会でも議論をさせていただいて、一定議論が積み上がってきているのが、文学館・美術館の前の廃屋群です。そこについては国土交通省の空き家再生等推進事業を

使えるのではないかということで議論を申し上げました。

これについては、これはいいアイデアだからぜひやりましょうということで、せっかく商工会議所の中にOBMという、ある意味、まちづくり会社のような組織ができたので、そこに話をしに行きました。あそこの所有者については、土地についても、建物についても、一部不明な点がありますけれども、ほぼわかっております、調べていただきましたので。会頭のところに話を持っていきまして、資料も差し上げてきましたが、その後、なかなか話が進んでおりません。ですので、私は非常に重要だと思うのですね、アイデアも申し上げました。木造で3階建てくらいの長屋にして、1階はテナント、2階、3階についてはシェアハウスとゲストハウスにすると。シェアハウスはどういう人に使っていただくかということ、例えば学生と、もう一つは、中国や韓国の方々が小樽で結構観光施設で働いていらっしゃるの、そういう方々に一緒に住んでいただくと。そうすると、小樽の若い人たち、学生やそういう小樽で働いていらっしゃる若い外国人ですね、そういう方との交流が始まる。情報交換も始まっていくと。そういう中にゲストハウスを持ち込めば、ゲストハウスは結構外国人の方がお泊まりになったりしますので、そういう若い人の情報交換や交流空間になっていくように思うのです。小樽に若い人がなかなか定着しないのは、借家が高いわけですね。小樽商科大学の学生はアルバイトも札幌でされるので、札幌でアパートをお求めになるのが多いわけですが、ただ、家賃としては、小樽は札幌と比べても高いというふうに言われています。ですから、あの辺ならワンルームで5万円もしますから、それを3万5,000円とか3万円程度で、これは国の補助や市の補助も入りますから、安い家賃でそういうふうに組めば、そういう人にも入っていただけます。

それで、これは、私が行って説明したから乗っていただけなかったのではないかと思いますので、やはり市長から、あそこは重要だからおやりになりませんかとぜひ呼びかけてほしいのです。あそこは山側が高いのですね、地面が。下が低いのですよね、坂だから。だから、やはり段差がありますから、そこはいわゆるウッドデッキで遊歩道みたくつくっていただけたら、テナントなどが非常に入りやすい、1階の商業施設は手宮線側が入口になりますよというふうに申し上げて、もしこの空き家再生等推進事業でやる人に手を挙げていただければ、そうした整備も含めて市は検討するというような答弁もいただいております。ですから、これは、やる人を探せばいいのです。やれば十分にテナントが入りますし、観光の新たな拠点化は、手宮線ですから、なると思いますよ。例えば雪あかりの路でまた新たな使い方も十分できますしね。ぜひこれは市長部局で強力に働きかけをしていただきたいと思うのです。いかがですか、市長。

○市長

山口委員の小樽のまちづくりに対する本当に熱い気持ちが伝わってまいりまして、今までも、私が市長に就任した以降も、この観光問題について特にいろいろと御支援、アドバイスを頂戴しまして、取り組んできたところであります。

今の空き家の問題、旧国鉄手宮線の問題は別にしまして、やはり私といたしましても、観光を産業に生かしていないという話が冒頭ありましたけれども、私も、やはり取り組んでいかなければいけないだろうというふうに思っておりますし、そういった中で小樽ブランドをどうつくっていくかという問題だろうと思うのです。しかし、小樽ブランドとして、事業としていろいろと取り組んできている中で、やはり全国の、特に百貨店の北海道物産展、なにかんづく小樽物産展等には私自身もみずから足を運んで、そして小樽の物産についてPRをし、そして支援をしていただくようお願いをしているところでありますし、これはこれからも続けていきたいというふうに思っております。

それから、「小樽の森」構想につきましては、やはり大きな拠点、小樽市内の観光の拠点としては大変大事なところだろうというふうに思っておりますので、私も中央バス観光商事株式会社をはじめ、北海道中央バス株式会社の役員の皆さんともいろいろ議論をしながら、索道の問題をどうするかとか、いろいろなことを議論しております。そういった中で、まだ中途ではありますけれども、できるだけそう遠くない時期にあそこの開発ができるといいと

いうふうに思っておりますし、現在も観光振興室の担当が中央バスといろいろ議論しておりますし、昨日も議論していたという報告を受けておりますので、そういう方向で進めていきたいというふうに思います。

それから、第3号ふ頭の問題でありますけれども、今回、41回、クルーズ客船が来ていただいたということで、本当によかったと思っておりますし、それなりの市内全体における経済効果もあったものというふうに、みずから言うとおかしいですけれども、評価をしているところでございます。しかし、大型クルーズ客船が来たときに、勝納ふ頭ではなく、やはりJR小樽駅におりたときに真正面に見える、この第3号ふ頭にクルーズ客船がいると物すごく絵になると思うのです。それから、小樽においていただいた観光客の皆さんにとってみると、小樽のすばらしさがまたさらに倍加するのではないかというふうに思うのです。今年は来ませんでしたけれども、飛鳥Ⅱが来ると、第3号ふ頭に泊まるのですが、ずいぶん違いがありますよね、小樽の観光としても。ですから、何とか、大型船、7万トン以上の船を第3号ふ頭に泊められるような整備をしていかなければいけないというふうに思いますし、それから、第3号ふ頭の基部も、やはりそういった中でいろいろと整備をしていかなければいけないだろうというふうに思っているところでございます。委員がおっしゃるように、埠頭というか、海の部分を直すと、何十億円というお金がすぐかかるものですから、なかなか1年、2年では整備が難しいのではないかというふうに思っておりますけれども、将来的には何とか整備をしながら、あそこのにぎわいづくりをしていきたいというふうに思っております。

それから、今、多目的広場という名称であそこでイベントをやっておりますけれども、そこの名称も変えろというふうに話をしているところであります、何かイベントをやるときには、多目的広場で、ではなく、もう少し違うネーミングをして、あそこの広場の名前をつけようと、こんなふうに思っているところでございます。

それから、旧国鉄手宮線の問題と空き家の再生の問題ですけれども、おっしゃるように、今回、国も空き家の問題というのは、あそこのあの活用のことではないのですが、それも含めて、これからどういう形がいいのか検討していきたいというふうに思っております。

何といたっても観光都市宣言をしている小樽でありますので、これからも観光というくくりの中でみんなで力を合わせて元気なまちづくりをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○山口委員

暗い話ばかりをさせていただいたのですけれども、今日は小樽市の今後の展望ということで、市長にも相当な抱負を述べていただきました。ぜひ市長、新たな観光について、新たな拠点も含めて一生懸命やっていくのだということも含めて、市長選の公約として、天狗山の開発や手宮線の整備や港について、時間はかかるけれども、やっていくのだということも盛り込んでいただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎地域人づくり事業について

最初に、前にも質問させていただいたのですけれども、地域人づくり事業の今年度の、基本的には四つほどの部分があったと思うのですが、これについて現在どのように進められているのか、また、その内容もどのようになっている、結果的には今どのような成果が出ていると考えているのかということをお願いしたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

地域人づくり事業の進捗状況についてでございますけれども、今、委員がおっしゃったように、四つの事業を今年の第1回臨時会で3事業、それから、第2回定例会の先議で1事業ということで、議決をいただいて進めております。

事業の内容と成果ということでございますけれども、まず一つ目は、新卒未就職者等及び女性離職者の再チャレンジ支援事業ということで、卒後 3 年未満の未就職者、これは一度働いてすぐやめた早期離職者も含まれます、それと、結婚・出産などで一度やめた女性離職者の方を人材育成して就職に結びつけるということで進めておりまして、12名の雇用計画で、12名を雇用して現在進めているところです。

それから二つ目として、介護人材確保支援事業ということで、これは、介護職員の人材確保を促進するために未就職の卒業者や失業者を介護事業所で雇いまして、介護補助事業に従事させながら研修をして、介護分野への就業に結びつけるということで、当初、23名雇用する計画でございましたが、求人をした結果、10名の失業者しか集まらなかったということで、計画を変更いたしまして、今は10名の雇用計画で10名を雇って進めているところでございます。

それから三つ目が、障害者相談支援事業所サポート事業ということで、これは、障害者相談支援事業所の業務を担う人材を確保するための人材育成の事業でございまして、2名の雇用計画に基づいて2名を雇用して事業を進めております。

最後に、酒類の海外販路拡大に向けた人材育成事業ということで、これは、酒類の海外販路拡大に取り組む地元企業で就職するための人材育成をするということで、2名の雇用計画で2名を雇用して事業を進めているところでございます。

成果といたしましては、まだ事業を終了しておりませんので、まずは失業者を雇用して人材育成をするということで、この事業終了後にそれぞれが雇用に結びついていくということを成果目標として進めている事業でございます。

○吹田委員

第2回定例会でたしか質問したと思うのですが、そのときには、事業としてまだきちんとできていなかったと考えているのですが、これが実質的にこの事業として進められたのは、いつからこの各事業、あると考えていますか。

○（産業港湾）商業労政課長

第2回定例会のときの質問、事業としてできていなかったということですが、それぞれの人材育成の事業計画を立てて、道に申請して、交付決定を受けて事業を進めておりますので、それぞれ事業としては進めてきています。実際、交付決定を受けた後に、それぞれの事業所とその人材育成の委託契約を結んでから、事業が始まっているというふうに思っていますので、それぞれ委託契約日は違いますが、5月中旬から6月上旬にかけて、それぞれの事業所と契約を結んで、求人をかけて、雇用して、事業を進めているという状況でございます。

○吹田委員

あの日に私は、何か一つのものについては、まだ1人しか雇用が決まっていないのだという話をしていたので、例えばここで人数が12人とか10人とか、2人、2人となっていますけれども、これがきちんと用意されて事業がスタートしたというのがいつであるかということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

実際に雇用した日にちにつきましては、申しわけないのですが、今、手元に資料を持ってきておりませんので答えられませんが、それぞれの事業は、市と委託契約をしてから、ハローワークに10日から2週間なり求人をかけてから、面接して、雇用を開始して、実際にその人材育成を進めておりますので、それぞれの事業で雇用している日にちは違っているものでございます。

○吹田委員

そのスタート、きちんと普通に事業として成り立ったということについての確認はしていないということで理解してよろしいのですね。

○（産業港湾）商業労政課長

事業としては、事業所と委託契約を結んだ日からスタートしているというふうに認識しております。

○吹田委員

それと、私は、この地域人づくり事業について、こういう形でさまざまに職業を考えてつくられたと思うのですが、できれば今後、こういう人づくりについてのことをやる場合の準備といたしまして、今後もこういうことを国でやる可能性がありますので、やはり収入が確実に得られるような、また、ある程度の、私などは、やはり役所の方々に比類するくらいのものであればいいなと思っているのですが、そういう形の事業につけるような人材を育成するというを想定しながら、こういうものに、何かやる場合ですね。今回、この中で、そういう意味では、市職員程度の収入が今後確保できそうなものは、この事業の中で何がありますか。

○（産業港湾）商業労政課長

市職員程度の収入が得られるような事業と言われましても何とも言えないのですが、介護人材確保支援事業、障害者相談支援事業所サポート事業、それから酒類の海外販路拡大に向けた人材育成事業につきましては、それぞれの業界のところに就職することを目標にやっておりますので、そういった状況でしょうし、一番初めに言った新卒未就職者等及び女性離職者の再チャレンジ支援事業につきましては、人材育成をして、いろいろな企業に就職しますので、どの程度の収入が得られる職種につくかまでは、こちらでは把握できません。

○吹田委員

どちらにしましても、やはりここの定住促進というか、ここに住んでいただく、そして、ここで生活していただくためには、やはり収入を得られるような職業が必要だし、また、そういうのについていただかないと、と考えておりますので、そういう面ではそういうことも考えながら、次回のことを考えて進めていただきたいと考えていますので、お願いしたいと思います。

◎周産期医療について

続きまして、小樽周産期医療について、協会病院が何か、私はやめるのかと思ったのですが、そうでないような意味合いのことも出ているのですが、そもそもあちらでは受け付けないという、新たなものは受け付けないということは、どういう形の考えで受けないという形になったのでしょうか。いわゆる休止というような言い方をするとか、本当はやめるのだという形で進めているのかどうかという問題と、また、医師の確保さえすれば、それは普通に継続するとそもそも想定しているのだとか、この辺についてどのようになっているのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

今回の小樽協会病院の分娩休止の問題についてでございますけれども、まず、協会病院からの話では、来年の6月末をもって、今4人いる医師のうち2人が退職する見込みとなったということを受けて、当面新たな分娩の受付を休止するということが一つでございます。その後、もし医師の確保ができなければ、来年の7月以降の分娩を全て休止するという話でございまして、医師が確保できましたら、引き続き分娩態勢がとれますので、継続するという話を聞いております。

○吹田委員

病院というのは、例えば市立病院も、新しくつくるときでしたか、あのときに、新たな科でこういう診療のものについては、一般の開業者のほうに行ってもらいたいということで振り分けていたのですが、その中では、このいわゆる病院側が、例えばお産ということになった方が、妊娠した方々がこの病院で受診したらその病院で必ず産まなければだめだということでは全くないと考えているのですが、この今の通常の業務の中で、そういう形で妊娠した方々を受けないというのは、医師が今いない状況になっているのかどうかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○保健所次長

妊娠した方を受け付けないというのはどうなのだろうかというようなお尋ねかと思うのですが、協会病院につきましては、協会病院での分娩を前提とした妊婦であれば、その分娩についてはできなくなる可能性があるのですが、今は受け付けないということなのです。したがって、妊娠した方、例えば妊娠 9 か月までの妊婦については健診を受け入れますよと、もしそれで 7 月以降不可能になった場合については、別な病院で産むという形になりますので、現在は、ほかの病院で産むということであれば、妊婦の健診を含めた妊娠中の管理というのは、協会病院で受け入れているという状況でございます。

○吹田委員

多くの方はそういうイメージで情報を捉えていなかったと思うのです。

(「そんなことないよ」と呼ぶ者あり)

私としては、産まれることを前提にした方以外は受け入れられないというようなイメージで捉えていたものから、今、聞いて、そうなのだと思っています。

問題はやはり、今後こういう、皆さん方が周産期医療について質問されると思うのですが、私は前から、地域周産期母子医療センターが一つだけというのは心配だというのが常にありまして、今後うまく協会病院が続けられればいいのですが、そうでないときは、私は、基幹病院の小樽市立病院がやるべきだと考えていまして、万が一小樽市立病院がやるとしたら、何か支障になることはあるのかと考えているのですが、現在、検討している中では、どういうことが問題になって、そこでは難しいのかなど。医師の確保は別にしまして、それ以外のことで何かあるのでしょうか。

○(病院) 事務部次長

仮に、今の市立病院で周産期医療を再開というか実施するとなりますと、やはり産婦人科医師と小児科医師の複数の配置がまず一番大きな課題であると言えます。あとは、新生児の集中治療室など、そういう設備の面でも整備しないとならないという部分はあると考えております。

○吹田委員

産科の関係については細かくは知らないのですが、産科の関係というのは、医療点数からいくと非常に高いところに位置していると考えているのですが、そういう面では、万が一小樽市立病院がそういうのをやった場合に、そういう運営上のリスクというのは背負うことになるのか、それともならないのかということについてはいかがでしょうか。

○(病院) 事務部次長

通常分娩であれば保険診療ではありませんので、保険外の収入をいただくことになるのですが、あと、ハイリスクといいますか、そういう部分であれば、保険診療になるのですが、その辺の収支というか、その辺の算定というのは、現時点ではまだしておりませんので、申しわけございませんけれども、お答えすることはできません。

○吹田委員

それよりも、今までも市立病院では産科を持っていたのですが、そのとき産科は赤字部門の診療科だったので、それとも、そうでなかったのでしょうか。

○(病院) 事務部次長

市立病院で分娩をやったのが平成 18 年度までで、19 年度に産科を休止しているものですから、その当時の収支と申しますか、どういう状況だったかというのが、申しわけないのですが、今、資料がないものですから、お答えすることはできません。

○吹田委員

一応、期待としては、協会病院が進めるというふうになるのですが、医師の確保という問題があるのです

が、万が一の場合は市がこの周産期医療についてイニシアチブをとらなければならないと考えているのです。この辺について、今後そういう形の考え方を進められる予定でございましょうか。

○保健所次長

周産期医療につきましては、まず都道府県単位で施策を所管しておりまして、たまたま協会病院が小樽にあるということなのですが、後志二次医療圏ということで、20市町村ですか、全ての市町村を賄うような性質の医療機関なのです。私ども小樽市が中心に何か考えていかなければならないというようなお尋ねかとは思いますが、所管がまず北海道ということで、先日、小樽市を含む北しりべし定住自立圏の6市町村の首長名で、北海道知事宛てに、協会病院の周産期医療の存続はもちろん、内容としては、とにかく後志二次医療圏の中に周産期母子医療センターを維持確保するようお願いしたいということで要請しておりますので、そういった意味では、協会病院が仮に周産期と申しますか、分娩の機能が一時停止したことを想定したものを含めて知事に要望しているということで、現在、働きかけているところでございます。

○吹田委員

どちらにしましても、これは、若い方々がここで家族をつくり、子供を育てる関係には、あまりいい情報ではございませんので、心配のないような対応をきちんとしていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎人口減少対策について

続きまして、人口減少対策ということで、先日、あるセミナーに行ってきましたら、北海道の消滅都市はどこかということと言われてまして、そのようなことは私がここを去ってからはるかかなたでないかと思うのですが、最終的に残る都市は札幌市以外ないということと言われてまして、そうしたら、あなた、小樽の人でしょう、あなたのところはないのだよと言われてきました。

人口減少対策は大変重要な問題でありまして、今日、戸籍住民課から数字をいただいたのですが、今の20歳から40歳までの人口の推移をほしいということで平成23年1月から今年11月まで出してもらったのですが、この中では、23年1月から今のところでその瞬間的な人数で見たのですが、4,000人以上、20歳から40歳までの間の方の数字が下がっていたと。今、23年1月から26年11月までの間に、人口の減少が7,485人なのですが、そのうちの、単純計算すると4,100人ぐらいが、20歳から40歳の中の比率で減ってしまったということでございまして、これを私のほうで、例えば比率的なものと見ますと、13万2,000人のときには20歳から40歳まで19.何パーセントいたのです。ところが、26年11月の段階で17.何パーセントしかいないのです、比率的に。比率でやりましたら、全体からいったら、人数がもう少し多いのかと思うのですが、こういう形になっているのです。それで、社会動態の関係でいくと、大体転入が三千四、五百人、転出が4,300人から4,500人というような状況でありまして、その中にこういう部分の方々の動きもあるのかなと。私は、年配の方々がみんななくなってしまうのだろうかと考えていたのですが、そうでもないのかなと考えるのですが、こういうことのものについてどうしてこういった形の動きになっているのかについて、関係部署の中で検討されていることがあるのかと思ひまして、その原因についてわかれば、お聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、お話しございましたけれども、人口年齢別で見たときには、15歳から64歳の、俗に言われる生産年齢人口の減少というのが非常に大きいという中で、特に若い世代の方の転出なりの人口の減少が大きいという状況にございます。そこで考えられますのは、これまで皆さんからいろいろお話をいただいておりますけれども、やはり高校、短大、大学といったところを卒業する際に、就職の場を求めて市外に転出される、それから、そういうときでなくても、それ以降、転職等で仕事を求められて市外へ転出されるというようなことが原因ではないかというふうに考えております。

○吹田委員

これは、実を言うと、この二十から24歳、5歳刻みでいきますと、単純に計算すると、35歳から40歳の方々が一番人数が減っているのです。順番に、あと30代前半の方、そして20代後半の方、20代前半の方と。大体、単純に差引きしますと、30代後半で、人数的に、5年間で1,400ぐらい人数が減っているのです。30代の前半で1,200人余り。25歳から29歳のところで800人、900人ぐらいなのです。二十から24歳のところで五、六百人なのです。このぐらい数字が上のほうにありまして、だから、これは、私は、移動もあるのかなと。だから、中間でどちらかに行っている方が非常に多いのかなと。今、小樽では定住促進という形の言い方をしているのですけれども、私はこういうのを単純に見ますと、ここにいる方々がしっかりいてもらったほうが、人数的には確率が非常に高いなど。確かに、定住で年間に500人も小樽に来るということであれば、それはいいと思うのですけれども、それよりも、ここから人数が減ってしまっているというのは、あまりにも大きな人数、単純計算してですね、これは統計的に見方がありませんから。こういうものについて、市でそういうことも、何か検討することはないだろうか。問題は、減っている方々が、いわゆる社会動態について、なぜ動いたのかという理由も確認できないという形なのですけれども、これを何とかそういう、例えばアンケートなどの関係で、特別、個人情報何とかではなくて、そういうものをきちんと、情報を得て対策をとるのも一つではないかと思うのですが、これらについて何かいい御提案はないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

先ほど答弁させていただきましたとおり、20代の前半につきましては、ほぼ間違いなく卒業を機に仕事を探されて行くということかと考えておりますけれども、学校を卒業した後の動きというのが、例えば、先ほども申し上げました転職なのか、それとも、生活環境等の関係で住居等を求められて市外に行かれるのかというあたりは、推測という部分では把握しておりますが、明確なバックボーンというものがございませんので、そういったあたりについては、何かしら原因を把握するような方法を考えたいということで、今、検討を進めているところでございます。

○吹田委員

どちらにしましても、この人口減少のさまざまな原因について、きちんとした原因をつかみながら、行政としてできる部分をいかに活用するかということだと思っております。この辺のところについて、やはりもう少し、そういう部分を含めてさまざまな政策に生かせるような情報の捉え方というのが必要だと思っておりますので、ぜひその辺のところをお願いしたいと考えています。

◎街路防犯灯について

最後に、街路防犯灯についてなのですが、街路防犯灯について3年でという話でございました。これについてはいろいろと質問があったと思うのですが、私も確認のために、3年間でどのような形で各地域に対してということとされるのかということを知りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

街路防犯灯のLED化についての御質問でございますけれども、平成27年度から29年度までの3か年で進めたいと考えておまして、助成対象の灯具約1万3,000灯をLED灯に改良する場合には、設置費用の9割を助成したいと考えております。各年度の設置方法につきましては、LED化による電気料金の縮減効果を各町会でできる限り均一にしたいと考えておりますので、各町会が保有する対象灯具の3分の1ずつを1年間に交換していただき、3か年で完了するようにしていきたいと考えております。

○吹田委員

私は、まず、この金額の問題で、こういう細かな形でされるというのはどうか。町会にも大きいところから小さいところまでたくさんありますから、小さいところなどは優先してその部分をしたほうが、地域の会費の関係もありますし、さまざまあります。何でも均等にやるというのはあまり得策ではないのかなと考えているのです。

問題は、私のほうで意見を言って終わりたいと思うのですが、まず第一に、個々のそういう修理屋が、もともと器具の購入がすごく大事なことです。器具を購入する場合も、大量購入で安く確保して、そして、それを事業者に戻してやるのが一番だと考えていまして、やり方として、小樽市が器具を購入して使うところにその分だけ渡しても、何ら問題がないと、現物でという形でやってもいいのかなと思っていまして、こういう場合も、やはり税金、市税をかけますので、いかに安く、外部から安く買うのは何も問題がないのですよね、私にすれば、小樽市内で値引きしろと言っているわけではないですから、そういう形のことも加味しながら。

それと、仕事を細かくして単価を上げるよりも、集中させて安くして市民に負担がかからないような形でこの事業を進めていただきたいというのが、私の基本的な考えなのです。

これについて、これから進めるということですから、この辺についても、そういうのも含めてさまざまなやり方があると思うのです。まだ市で、こういう形で、器具の何々についてはどうだということまでやっていないと思いますので、その辺も、来年度ですから、きちんとそれを踏まえてやっていただきたいなど。私は、これは非常にいいことだと思います。

問題は、いかに安く、なるべく早くにできるかということです。だから、総体の金額が下がるのであれば、4億円で1億3,000万円ずつやるとしたら、安ければ、もっと早くできます。3億円でやるのだったら、2年でできるわけなのです。

だから、そういうことも考えながら、事業を進めていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。私のほうはそういう意見でございますので、何か御答弁がいただければ、いただきたいと思ひますし、なければ、終わりたいと思ひます。いかがでしょうか。

○委員長

理事者のほう、どうしますか。

(「ないようでしたら」と呼ぶ者あり)

ないようですので、一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 32 分

再開 午後 2 時 49 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○川畑委員

◎産業廃棄物処分事業特別会計の消費税の誤りについて

議案第 5 号平成26年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算に関連して、産業廃棄物処分事業特別会計の消費税の誤りについて質問します。

最初に、市の廃棄物処分場は寅吉沢と桃内にあると思うのですが、今回、報告があった産業廃棄物処分事業特別会計については、どこの廃棄物処分場を指しているのか、説明していただけますか。

○（生活環境）管理課長

桃内にあります廃棄物最終処分場のことでございます。

○川畑委員

寅吉沢が産業廃棄物で、桃内が一般廃棄物と産業廃棄物ということで聞いているのですが、会計区分はどのよう

になっているのか、今回の消費税申告の誤りはどの部分の事業会計になるのか、説明していただけますか。

○（生活環境）管理課長

歳入につきましては、一般廃棄物に係る分は一般会計、産業廃棄物に係る分は特別会計で経理をしております。

また、歳出の維持管理費については、一つの処分場でありますので、一般廃棄物に係る費用と産業廃棄物に係る費用を明確に区分することができませんので、平成19年度に算定した第2期埋立計画量における一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれの量を案分した率を経費に掛けまして、一般会計と特別会計でそれぞれ分けて支払っているものでございます。

また、今回の申告の誤りにつきましては、産業廃棄物に係る特別会計におきまして、維持管理費の一部として払うべき税額の計算を誤ったものでございます。

○川畑委員

今回、産業廃棄物処分事業特別会計の決算の推移というのを、資料要求をして、提出していただきました。それに基づいて質問します。

この資料で見ますと、最初に、使用料及び手数料が平成23年度4,783万5,550円となっているのですが、これが24年度決算の欄では1,902万7,580円に激減しています。この理由について説明していただけますか。

○（生活環境）管理課長

廃棄物最終処分場に搬入している産業廃棄物は5品目ありますけれども、特に動植物性残渣につきましては、銭函3丁目で操業している業者が多く排出しているものでございまして、これが、石狩市にあります中間リサイクル施設に、搬送距離などの面から多く搬入されることになり、大きく減少したものでございます。また、鉱滓、ばいじん、汚泥につきましては、セメントや路盤材の原料としてリサイクルされるものが多くなりまして、最終処分場に搬入されるものが減りました。これらが一気に平成24年度に出てきたものと考えております。

○川畑委員

もう一つ、維持管理費というのが資料に、下の中間くらいのところにあるのですが、これが平成23年度決算では6,321万1,818円と。そして、24年度決算では5,170万2,857円になっているのですが、この減っている理由はどういうことなのでしょう。

○（生活環境）管理課長

最終処分場の維持管理費にかかった総額のうち、特別会計で、先ほど申し上げましたこの案分率、54パーセントを負担する分として、平成23年度から24年度にかけて約1,150万円減少しております。23年度は、特別会計の負担分として、次期処分場の建設に向けての用地の地質調査で約140万円、現処分場の残容量を調べる埋立計画策定業務で、これも同じ約140万円、それと、前年度に大雨が降りまして崩れたのり面の修復等で約1,010万円というのがありましたけれども、これが24年度にはなかったものでございます。

○川畑委員

資料についての最後の質問ですけれども、上のほうに繰入金とありますが、一般会計繰入金が増えている理由は何なのか、聞かせてください。

○（生活環境）管理課長

一般的な特別会計につきましては、収支のバランスが崩れた場合、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っております。平成24年度につきましては、先ほど申し上げた理由で手数料収入が減少となる一方、処分場造成の際に導入した起債の元金償還が本格化したことによりまして、収支のバランスが大きく崩れたため、このように一般会計からの繰入金が増えました。

○川畑委員

公債費が増えているということがその理由だということになるのですね。

それで、資料を見ますと、平成18年度決算から22年度決算に基づく消費税は還付されていたと思うのです。この総収入の中の消費税及びうんぬんというところの欄だと思うのですが、それが、23年度決算に基づく消費税については6万9,600円の納付申告をしているわけです。それで、24年度決算に基づく申告を還付申告とした経過について説明していただけますか。

○(生活環境) 管理課長

平成23年度決算では、当時はまだ手数料がそれなりにありました。また、起債の償還が本格化しておりませんでしたので、収支のバランスがある程度とれていたため、24年度に納税した額はそれほど多くはありませんでした。しかし、24年度につきましては、先ほどの理由によりまして、一般会計の繰入金が従前より非常に多くなるという初めての年度でありまして、その繰入金のうち、課税支出に充てた分の税額相当は、消費税法上、地方公共団体などにとりまして特例的な考え方として特定収入という扱いになります。税額の計算に当たりましては、特定収入に係る税額と課税仕入れに係る税額を比べまして、特定収入に係る税額が上回った場合は、その上回った額を課税売上げに係る税額に加えなければならないところを、税法の解釈を誤り、逆に差し引いてしまいまして、その結果、還付になるとの結果が出てしまいました。出たのですけれども、収入の大幅減のほうにどうしても目が行きすぎてしまいまして、結果として、その還付の内容ということで申告してしまったものでございます。

○川畑委員

今の説明はよくわからなかったのですけれども、要するに一般会計の繰入額が維持管理費よりも多い場合、その課税仕入れの控除額はマイナスになると。それで、そのことによって逆に差額が出て、納税しなくてはならなくなったということになるのですか。そういう説明でいいのですか。

○(生活環境) 管理課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

その状況を聞きますと、これまで還付されていたのが、平成24年度決算に基づいて申告が納税に変わったわけですが、申告の手順が習得されていなかったのかどうか、その辺を説明してくれますか。

○(生活環境) 管理課長

税の申告に当たりましては、毎年度、手引などを基に税額計算をしており、手順は習得しております。ただ、平成24年度決算で、多額の一般会計の取扱いについての税法上の読み込みが不十分だったもので、結果として誤申告ということになったものでございます。

○川畑委員

その場合、いろいろな疑問を持ったのだらうと思うのですけれども、そういうときに、納税する側として税務署にもいろいろ相談したり調べてもらったりするとか、そういうことをされなかったのでしょうか。

○(生活環境) 管理課長

特に、平成24年度決算に基づいて申告した際には、税額を計算する過程での基礎資料を税務署に持参し、何度か相談させていただいた経緯はございます。ただ、税務署といたしましては、申告主義に基づき、書類の不備を中心に見ているということで、地方公共団体の特別会計に係る消費税については特例的な申告であるため、そのまま受け付けられてしまい、還付されたものというふうに考えております。

○川畑委員

状況はわかったのですが、やはり、疑問を持ったときに税務署なりに相談して、その中で納得した上で処理することによって、延滞税などもかからなくなるのだらうと思うのだけれども、今回の場合は、税務署と相談しながらもそういう結果になったということで、残念な結果だったと思うのです。今後、このようなことがないように気をつけていただきたいというふうに思います。

◎生活支援ハウスについて

続いて、生活支援ハウスの関係で質問させていただきます。

生活支援ハウスに係る建設費と補助金について質問するわけですが、私が一般質問をした中で、建設費は1億6,800万円かかっていますと。そして、国庫補助金が4,504万円、道の補助金が2,252万円、市からの補助金は900万円ということを結果的に伺っています。建設費の財源の一部に国や道からの補助金がある場合は、建物の用途変更をできる期限が決められているのではないかと思うのですが、生活支援ハウスの用途変更をできる期間、その期限はいつになるのか、説明していただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

生活支援ハウスの用途変更についてでありますけれども、10年間を過ぎると変更が可能となります。平成16年4月1日に供用開始されておりますので、26年3月31日をもって10年間ということになります。ですから、26年4月1日以降は用途変更が可能と、このようになっております。

○川畑委員

その期限は何によって決められているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

これは、国の法律で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に、「財産の処分の制限」ということで書いてありまして、ただし書きで「政令で定める場合は、この限りでない」となっております。その政令で、実際にその10年間というのが定められるということになっております。

○川畑委員

その政令で決められている期限を延長することは可能なのですか。

○（福祉）地域福祉課長

延長という考え方ではなく、10年間を過ぎると用途変更可能と、そのように書いているだけであります。

○川畑委員

ということは、用途変更をしないでそのままでも問題は起きないということになるのですね。

○（福祉）地域福祉課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

それで、生活支援ハウス運営事業が平成25年度の事業評価に取り上げられているわけですがけれども、この時点で用途変更期限を前提にした評価をしたものなのか、その辺を説明してください。

○（福祉）地域福祉課長

生活支援ハウスについては、介護保険制度の改正がありまして、特別養護老人ホームから出なければならない人がいるかもしれない、そういった受皿としてもともと開設されたものでございます。開設したのですけれども、実際にそのような方はいなかった。それから、平成17年度から補助金が一般財源化されたということで、その施設のあり方、事業のあり方の検討を、内部ですけれども、してきたということは聞いております。ですから、この間ずっと、ある程度の考えを持っていた中で、10年間の補助金の縛りが解けるということで、それを見据えて事業評価をしたということで認識しております。

○川畑委員

生活支援ハウス運営事業費とその財源について聞きたいと思うのですが、平成22年度決算以降の事業費である委託料、そして財源内訳の利用者負担額、一般財源の額、それから交付税の算入額についてお知らせいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、平成22年度事業費、これは委託料ですが、1,230万円、そして利用者負担額が48万3,000円、そして一般財

源の額が1,181万7,000円、そして交付税の算入額ですけれども、803万8,000円。

それから、23年度でありますけれども、事業費は25年度までは一緒です、1,230万円、これは割愛させていただきます。そして、利用者負担額ですけれども、23年度、42万9,000円、それから一般財源の額が1,187万1,000円、そして交付税の算入額が828万4,000円です。

それから、24年度になりますけれども、利用者の負担額が62万5,000円、それから一般財源の額が1,167万5,000円、交付税の算入額が820万円。

そして、25年度ですけれども、利用者負担金が72万5,000円、それから一般財源の額が1,157万5,000円、そして交付税の算入額が850万円、このようになっております。

○川畑委員

今、報告を受けたとおりで考えますと、交付税の算入額を差引きしますと、一般財源額の実質負担額というのは、平成22年度決算では377万9,000円、23年度では358万7,000円、24年度では347万5,000円、25年度が307万5,000円となると思うのです。それで、25年度事業評価調書では、交付税算入額が表示されていないわけです。一般財源と入居料で賄われているように表現しているわけです。これでは正確な事業評価がされていないのではないかという疑いが私からは消えないのです。地方交付税算入額を考慮して検討し、評価したのかどうなのか、その辺を確認させてください。

○(福祉)地域福祉課長

もともと事業評価というのは、選択と集中の観点から、市の限られた財産、それから財源、資源を効果的に分配する、このような目的で行っているものでありますけれども、これに当たりまして、緊急性や、市が実施する妥当性といったものを勘案するということになっております。もちろん交付税の算入があるということはわかっていてこの事業評価をやっているわけですが、この生活支援ハウスで申しますと、民間事業者が経営している養護老人ホームやケアハウスとの違いがはっきりしていない、違いがないということであります。それから、当初の目的の施設ではなく、緊急性がないのだと。それから、少人数に対して相当の一般財源を投入していることが公平性の観点からいかなものかといったことを考えまして、市の事業として実施する必要性が薄いのだと、このような判断をしたところでありまして、交付税の算入がどうかということではなく、まずその事業の妥当性がどうかという判断をしたところであります。

○川畑委員

今までの経過から見ていけば、高齢者の福祉というよりも市の財政事情が最優先されているのではないかと思います。その辺の見解はどうですか。

○(福祉)地域福祉課長

繰り返しになりますけれども、やはりコスト意識を持って行政運営をすべきだという話があるわけですし、限られた財産、財源、それから資源を有効的に使うということは決して間違ったことではありませんので、そのような観点からこの事業を見直すということでございます。

○川畑委員

どうもこの事業評価については私もなかなか納得のいかないところであります。

質問を変えますけれども、現在、入居されている方が11人いると、一般質問の中で答えていただきました。入居要件がどのようになっているか、説明していただきたいのですけれども、中身はひとり暮らしなのか、夫婦で入っているのか、そういう点での内容になるので、それをつかんでいたら説明してください。

○(福祉)地域福祉課長

まず、入居できる条件でありますけれども、市内在住の60歳以上の方で、高齢等のために独立した生活に不安がある方、それから、ひとり暮らしか、夫婦のみの世帯か、家族による援助を受けられないか、こういった条件が付

されているわけです。実際、子どもが入所判定をするに当たっては、家族による援助が受けられないことを前提に考えているところであります。今、おっしゃった、ひとり暮らしか高齢者世帯かということでございますけれども、こちらは、11人全員がひとり暮らしとなっております。

○川畑委員

11人全員がひとり暮らしということで、家族による援助が困難な方が大前提になっているわけです。

それで、一般質問の再質問に対する答弁で福祉部長が、施設の利用料が一般の高齢者が住まわれているような施設に比べて低料金で暮らせる仕組みになっている施設に公費を補填していくことについて、市の行う事業の公平性から見直す必要があると。また、再々質問に対し、減免制度で対応していくというのが本来の形と答弁しています。減免制度で対応するというのは、福祉関係なり、そういう問題については基本だとは思いますが、ほかに比べて低料金で暮らせる仕組みになっている施設に公費を補填することは公平性の観点から見直すというのは、私は問題だと思っています。高齢者福祉を軽視した見方ではないかと思うのですが、部長、改めて答弁していただけますか。

○福祉部長

高齢者福祉の軽視ではないかということでございますけれども、このことにつきましては、本会議で市長が答弁されましたように、そういった観点で、やはり公的資金である市の財源を投入するということが見直しすべきところではないかということでございます。確かにこちらの施設は、一般のその他の高齢者の方が住まわれている施設と比べますと、基本的には低料金で暮らせるような仕組みになっておりますし、それから、課長も答弁しましたように、本来の施設の目的からずれてしまっているということもありますので、そうしたところに市の一般財源を投入していくということについて、その観点からやはり見直しが必要であるということでございますので、高齢者福祉の軽視ということでは私どもは考えていないところでございます。

○川畑委員

生活支援ハウスの事業目的は、事業評価調書にも書いているのですが、「高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支え、高齢者の福祉の増進を図る」となっていると思います。これに反しないのかと思うのですが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

確かに生活支援ハウスの目的は今、委員がおっしゃったとおりなのですが、市が行うべき事業として妥当性があるかどうかという、このような判断になるかと思っておりますので、この場合、先ほど申しました養護老人ホーム、ケアハウスなど、民間事業者がやっていることと同じことを市がやるということに妥当性がないのではないかと思いますので、市が行うべき事業ということでは考えていないところでございます。

○川畑委員

どうもその答弁では納得できないところです。

質問を変えますけれども、今、市としては入居者に個人面談をしているのではないかと思うのですが、その目的について聞かせていただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

今、委員がおっしゃったとおり、個人面談を先月中旬に行ったわけですが、その目的は、まず入居者一人一人の事情、それから心身の状況、それから生活の状況、あとは、御家族、御親族もいらっしゃいますので、そういったお考え、そして今後の希望などを把握することが先決だということで、個人面談を行ったところであります。

○川畑委員

個人面談は今まで1回なのかどうなのか、また、その入居者からどのような意見を伺っているのか、それをあわせて聞かせてください。

○（福祉）地域福祉課長

個人面談を行ったのは先月中旬で、まだ 1 回しか行っておりません。

そして、入居者の声ということですが、自炊が厳しいので、できれば食事のある施設に移りたいと考えている、あと、実際、養護老人ホームを御見学いただいたのですが、結構気に入ったということで、あきがあり次第、すぐに入居したいという方もいらっしゃいます。それから、もちろん自立した生活を送りたいのだということでおっしゃっている方もいらっしゃいました。

○川畑委員

気に入ったからといってすぐに入れるかということ、そう簡単に入れる状況にはないのだと思うのです。今でも、例えば育成院であれば、1 年以上待たなければならぬという状況があると思うのです。私の聞いた中では、入居者の中には、自分はここに一生住めるのだと思っていたという方もいるそうです。その辺については、どのように考えていますか。

○（福祉）地域福祉課長

実際、委員のおっしゃるとおり、ついこの住みかだと思って暮らしているという方がいらっしゃったということは把握しております。ただ、私どもとしては、ずっとこの施設を続けられるわけではないということで話もさせていただいておりますので、そういったことを踏まえながら、今後のことも考えてまいりたいということで考えております。

○川畑委員

私の一般質問に対しては、具体的な施設を勧めていないという答弁がありました。事業目的が、高齢のため、独立して生活することに不安がある者に対して住居を提供して、健康や生活に関する相談にも対応しているというわけですから、市としても、具体的な入居先を検討して、提供しなければならないのではないかと思います。その辺について、どのような施設を検討しているのか、説明してください。

○（福祉）地域福祉課長

具体的な施設というよりは、まず、繰り返しになりますけれども、一人一人の事情を、希望もいろいろ異なりますので、そういったことについて十分に話をして把握し、そして希望どおりにはいかないにしても、できる限り転居先の確保に向けて支援に努めてまいりたいと考えております。

○川畑委員

今、入っている方が高齢者なわけで、市が、例えば入居者に転居する先を探せと言っても、相当無理な話だろうと思うのです。そういう意味では、入居者が退去するには、やはり本人が納得するようなものを市が提供するとか、そういう話を進めていくことが大事だと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○（福祉）地域福祉課長

繰り返しになりますけれども、一人一人の事情が違う、希望も違うということですので、そういったことも踏まえながら、転居先の確保に向けて支援してまいりたいと考えております。

○川畑委員

市の方針としては、休廃止・終了する期限をいつに設定しているのか、その期限内に退去させようとしているのか、その辺について説明してくれますか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、具体的にいつ廃止するのかという御質問でございますけれども、私どもとしては、入居者の皆さんの状況を把握することが先決でしょうということで、面談をさせていただいたところであります。そういった状況をまず踏まえながら、そして、先ほど委員がおっしゃった事業評価が一方であるわけですので、そういった事業評価の内容も踏まえながら今後の方針を固めてまいりたいと考えております。

また、退去させるのかどうかということでありますけれども、もちろん今、入居者の方々がいらっしゃいますので、その御理解をいただきながら、まずは転居先の確保に向けて支援してまいりたいと考えております。

○川畑委員

それで、事業評価の結果集計表を見ますと、時期については平成27年度から29年度とする見込みであるというふうに書いてあるのです。その場合、具体的に日程は決めていないと言いながら、こういう、内部規定というのですか、29年度までにめどをつけたいというような見込みを書いてあるわけで、その転居先が見つからなかった場合、どうするのか、その辺を聞かせてください。

○（福祉）地域福祉課長

期限を超えて見つからないということは想定しておりませんので、できる限り皆さんの入居先、御希望に沿うかどうかわかりませんが、その確保に向けて支援してまいりたいと考えております。

○川畑委員

あくまでも高齢者を放り出すようなことはしないでほしい、そのことを申し添えて、質問を終わります。

○福祉部長

今回、こうした事案でございますので、行政側からの一方通行にならないように丁寧に対応してまいりたいと考えています。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

◎学校給食について

学校給食についてお尋ねいたします。

学校給食センターが新しくできまして、メニューも増えたということで、児童・生徒も喜んでいるのかなと思っております。そこで少し気になったことがあります。残食について、現在、どのようになっているのか、どのように把握されているのか、まずお示しいただきたいと思えます。

○（教育）学校給食センター副所長

給食センターでの残食の状況でございますが、現在の状況として、給食センター稼働当初とあまり変わらない状況となっております。また、新光・オタモイ両共同調理場時代ともそれほど各学校の残食量は変わっておりません。

○酒井委員

例えば、前ですと、20パーセントですとか、29パーセントという数字になっていたのですが、現在、数字としては押さえられていないということによろしいですね。

○（教育）学校給食センター副所長

個別の食材ごとの具体的な数字というのは押さええておりませんが、把握に向けて、現在、方法等を検討しているところでございます。

○酒井委員

さほど変わらないということで承知いたしました。

それで、給食の味つけについては、日々、改善などをされているのかなと思えます。これについてどのような取組がされているのか、お示しいただけますか。

○（教育）学校給食センター副所長

児童・生徒の喫食状況を把握する上で、全小・中学校の給食担当者、教職員から成る給食担当者会議を毎月実施しております。その中で、メニューに対する意見や児童・生徒の喫食状況といったものを伺う中で、味つけ等、あ

るいはメニュー、食材等についての御意見は何っております。また、保護者を対象とした給食試食会の中でも、試食を終えた後に、それぞれ保護者の方々から御意見をいただくように心がけて、状況について把握しております。

○酒井委員

児童・生徒、あと教職員の皆様にぜひアンケート調査みたいな形でやっていただきたいなと思います。そこで懸念されるのが、好きなメニューばかりになってしまうということも考えられるのですが、そうではなく、例えば、嫌いなものはどのようなもので、それをどのように調理したりメニューにしたりすると食していただけるのかという部分にもつながりますので、そういう部分で、アンケート調査といいたまいますか、現場の声というのか、そういうのも反映していただきたいと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

それぞれ児童・生徒の皆さんの御意見なども、給食担当者会議を通じて吸収しているところではございますが、給食のアンケートにつきましては、現在、その内容、実施方法について検討しているところでございますので、そういうアンケートなどを実施する中で、児童・生徒の好き嫌いといったものを把握した上で、内容の改善、あるいは新たなメニューの開発、そういうものにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

残食については、これから調査していくということなのですが、やはりせっかくなつくたものですし、自然からの恵みという部分で考えると、やはり残さず食していただきたい、それから、好き嫌いもなくしていただきたい、あとは、生命ですとか、それから勤労を重んずる態度ですとか、食育の観点からもさまざまなことが学べるのが給食だと思うのです。まず給食の残食が出ないように取り組んでいただきたいと思いますので、調査、アンケートも含めて、今後、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○上野委員

◎土曜授業について

教育について質問させていただきます。

新聞の報道で、土曜授業について、全国では、2012年度と比べますと、2014年度は約2倍になりましたと。道内においては、小・中・高は99校ということで、表で見ますと、2012年度が0.1パーセントだったのが、今、4パーセントですから、かなり増えてきているのかなという状況であります。

まず、お尋ねしたいのは、私が子供のころ、土曜授業はあったのですが、土曜授業も含めた、授業数を増やすことに対する教育委員会の認識と、また、保護者や市民の皆様方から何か意見があったようであれば、お聞かせください。

○（教育）指導室主幹

授業時数をどう増やすかという観点から、私から話をさせていただきます。

新しい学習指導要領に変わりました、授業時数が大幅に増加いたしました。それによって平日の授業時数を増やしていくことが大変難しい状況となっております、子供たちの土曜日の過ごし方の課題というものから、土曜日に授業を実施することが、市町村教育委員会の判断で実施できるようになったところでございます。

それに対しまして、教育委員会としては、アンケートを実施しておりますので、それは学校教育課長から述べさせていただきます。

○（教育）学校教育課長

本年7月、本市の小・中学校の全保護者を対象に、また、8月から9月にかけては、市のホームページを利用して、一般市民等を対象に高校配置計画に係るアンケート調査を実施いたしました、その際、せっかくの機会でございますので、小・中学校における土曜日授業の実施についてどのようにお考えかということ、あわせてアン

ケートをとりました。その結果、825件の回答をいただきましたが、土曜授業を「導入した方がよい」という意見が349件で約42パーセント、「導入しなくてもよい」という意見が227件で約28パーセント、「どちらともいえない」が225件で約27パーセント、この質問についての未回答が24件で約3パーセントという結果でございました。

○上野委員

アンケートをとられているということで、「どちらともいえない」と「導入した方がよい」を合わせると結構な数なのかなと思っております。反対の方が200何ぼということで、「導入した方がよい」という方の御希望は多いのかなという、そのような印象を受けます。ただ、この報道を見ますと、例えば札幌市などでは、土曜授業は行っていないと。そう見ますと、都市間において結構格差があるのかなと。小樽市においてもこれから土曜授業をやるに当たって、その課題がたぶんあるのだと思うのですが、どのような課題があるのか、もしあればお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

土曜授業を実施する上での問題点としましては、まず部活動、それからスポーツ少年団の大会が土曜日に行われております。それから、各種習い事等の日程の調整がなかなか難しいということ、また、土曜授業になりますと、教職員の勤務という問題で、勤務にかかわる振替等の体制づくり、そのような課題が挙げられております。

○上野委員

職員の勤務もありますし、その地域の実情というのが幾つかあるようでして、土曜授業をやりたいとすぐにできる環境ではなかなかないのかなと。そうでありながら、今回の予算特別委員会でも学力向上の質問が出ていますけれども、やはり授業時間を増やして学力向上に向けた取組をするというのは一つ大事なことでありますし、また、この土曜授業以外でも、例えば札幌では、来年度、札幌開成高校で中高一貫教育ですか、倍率が10倍ということで、やはり教育に対する保護者の方々の関心度が非常に高いのかなと思っております。小樽市で中高一貫ができるかどうかは別といたしまして、例えば、私も考えているのが、小中一貫というものではないかと。いろいろな形の、ソフトというか、ハードもあわせて、新しい形の取組というものも、既存の授業の中の充実もそうなのですけれども、構造を変えていくということも一つあるのかなと。今、衆議院議員総選挙も終わりました。また自民党が地方創生ということでいろいろな取組をこれから進めますし、小樽市においても、人口減対策ということで、子供に対して、教育も含めた改革というのがやはり必要になってくると思うわけでありまして。

そこで、教育長に、こういう土曜授業も含めた小中一貫教育など、新たな教育の考え方というものにどのような認識をお持ちか、お聞かせください。

○教育長

まず、土曜授業について言えば、とりわけ中学校においては、授業時数が増えて、今回のように臨時休校が2日、この17日、18日とありましたけれども、その2日の遅れを取り戻す授業時数の確保というのは、年間で相当難しい状況にあるということから言えば、できるだけ土曜日を活用して、その授業も、教員が出勤してやるのか、又は外部人材を活用してやるのか、それからもう一つは、先ほど課題として挙げられていましたが、さらにほかの放課後児童クラブ、前回も回答いたしました放課後児童クラブの土曜日の実施と、それから土曜の居場所づくりとか、各種の教育委員会又は福祉部のそういう事業との兼ね合いの問題がありますので、現在、それとの調整をどうしたらいいのか、先ほど言った課題とあわせて今、検討しているところでございまして、本年も教育委員会として土曜授業に関しての勉強会などをやりながら、できるだけ実施する方向で、どういうやり方がいいのかということで検討を進めているところでございます。

それから、小中一貫については、現に、既に学校で教員が、この間の新聞にも出ていたと思うのですが、小樽潮陵高校の教員に潮見台中学校、それから西陵中学校、青園中学校に、英語の授業を実際にしてもらおうということで、中・高の交流、それから今度、中学校の教員が小学校の外国語活動の時間に実際に行って授業を行っている、そういう実際的な連携の取組も始めておりまして、小中一貫についてはできるだけ早い時期に進めてまいりたい

いというふうに思っています。

それと、今、人口問題にかかわって、教育委員会からもさまざまな提案をしながら議論を進めておりますが、できるだけ開かれた学校づくりといえますか、地域社会とのかかわりの中で、子供たちを社会に役立つ人材にしてい、その観点に立ってさまざまな取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、今後、教育委員会、市長部局とも十分に相談しながら、これまででない取組に一步踏み込む、そういう教育活動に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○上野委員

前向きな御答弁、大変ありがとうございます。今までの慣例も大事でありますけれども、慣例を乗り越えた新たな取組をぜひとも進められて、よりよい教育環境がつけられることを願っております。

◎ふるさと納税について

続きます、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

ふるさと納税については、全国でもいろいろな広がりを見せておりまして、小樽市でもこれからいろいろ検討していくということで、さまざまな部署で検討されていると思うのですが、その進捗状況についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

ふるさと納税の検討状況でございますけれども、庁内では、現在、まちづくり推進課で、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を行っておりますが、それも含めまして部署が複数にまたがるものですから、現在は企画政策室と、財政部の行財政改革担当主幹、基金を所管しております契約管財課、産業港湾部商業労政課、建設部まちづくり推進課で協議、検討しているところでございます。

検討内容は、ふるさと納税で実際にほかのまちで行われている成功事例の研究ですとか、今回、小樽市でふるさと納税を導入するに当たって、導入の目的、特産品を送る目的の整理、それから、寄附額を幾らいただいたら、それにどれぐらいの率で返すかといったことを検討しているところでございます。

○上野委員

大分さまざまな部署にまたがって検討されているということで、また、今、御答弁を聞きますと、基本線としては特産品を渡すというような、他の市町村でも、多くの市町村がそういう形だと思っておりますけれども、そういう形で検討しているという認識でよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

前提といたしましては、今、委員がおっしゃったとおり、寄附を一定額いただいた方に対しまして小樽市の特産品をお礼として返すという形で考えております。

○上野委員

それでは、ふるさと納税は、外から寄附をいただいて財源を増やすだけでなく、その地域のPRにも当然なっていくわけですから、なるべく早い段階で行ったほうが、それはいいに越したことはないと思うのですが、どれぐらいまでに検討されて、いつごろから実際にスタートする見込みがあるのか、お聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

現在、スタートの目標なのでございますけれども、平成27年度中のスタートということで目標にしてスケジュールを立てていきたいと考えております。

○上野委員

ぜひともより多くの発想をお持ちいただいて、また一つ、特産品だけではなく小樽の観光、先ほど観光の話が山口委員から出ましたけれども、例えば運河クルーズですか、あれのチケットを渡すのもいいでしょうし、人力車のチケットもいいかもしれません。何か観光にさらに寄与するような、そういう内容も少し御検討いただきながら、ぜひとも来年度中にしていただけると大変すばらしいかなと思います。ぜひとも前向きに進めていただきたいです。

し、庁内にもさまざまな御意見があるとは思いますが、やはり小樽をこれからより PR する、盛り上げていくという意味ではたぶん皆さん意識は一緒だと思いますので、いろいろな議論があるかと思いますが、できるだけ速やかな実施にしていきたいと思います。

◎奥沢水源地について

次に、奥沢水源地について質問させていただきます。

質問の前に、奥沢水源地で本年 8 月に、市長はじめ水道局の皆様方には大変お世話になりまして、2 回目のライトアップをすることができました。昨年よりも多くの方々に来ていただいて、またさらに奥沢水源地の魅力に気づいていただけたかなと思っております。本当に御協力、ありがとうございました。

ということで、奥沢水源地なのですけれども、現在は調査研究をしている段階と伺っておりますが、その調査研究がどのような状況になっているのか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

奥沢水源地、奥沢ダムの跡地につきましては、今年度、道内でダムを廃止した事例について、その理由やその後の措置などについて情報収集を行っております。ダムを廃止した理由としましては、発電の費用対効果が低くなったためとか、水道用の貯水池として必要なくなった場合などがございました。その後の措置としましては、ダム本来の機能を変更した上で砂防ダムに転用した例、貯水池を生かして周辺を公園に転用した例などがございました。

なお、そもそもダムを廃止した例というのは思ったよりも少ないということですので、今後は歴史を生かした公園、産業遺産を生かしたといいたいまいしょうか、奥沢ダムも産業遺産の一つでございますので、そういったものを生かした公園ということで、そういう切り口からも事例を調査していきたいと考えております。

○上野委員

歴史を生かした公園を目指してという切り口から今後も事例調査を進めていきたいということでもございました。市に上げられた提言書でも、やはり公園化というのが挙げられておりますので、到達点は大体見えてきているのではないかと思いますけれども、調査した結果、他都市の事例がそれほどないということで、そうなるべくと、調査研究はもとより、やはり小樽市独自で新たな発想も考えていかなければならないのかなということはあると思います。そういう部分に関しまして、今後、たぶん水道局も、また、先ほどのふるさと納税ではないのですけれども、いろいろな部署にまたがっているいろいろなお考えが出てくるのだと思いますが、どういう、どこの部署でというか、どのようなつながりの中で検討されていくのか、見通しがあればお聞かせください。

○建設部浅沼次長

今後の見通しについてですけれども、一つは、小樽市独自ということもありますけれども、先ほど課長も話したように、廃止したダムというだけの切り口ではなく、歴史を生かした公園という事例では、全国を探せば結構あるのかなと思っております。そのような調査も広げていきたいというふうに思っています。

今後の展開ですけれども、整備をしていくということになりますと、どのような事業を入れるのかというようなこともあります。現在、考えているのは、公園というようなことで、公園の事業が入れられないか、例えば単独ではなく、国費を入れるような手法がないかなど、そのようなことについては建設部で進めていくことになるかとも思いますし、また、保全の構想をつくっていますけれども、水道施設がかなりありまして、それを生かしていくというのが大前提ですので、保存の方法とか、残し方とかについては、関係する水道局とも連携をとりながら検討していくということになるかと思います。

○上野委員

ぜひとも部署間のたらい回しにならないように、いろいろな人の話を、しっかりと連携して、一つの方向性を持ってぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、私も一市民といたしまして、奥沢水源地がこれから観光資源になるかどうかということまでは何とも未知数であります。やはり小樽のまちの掘り起こしについて一つの原石な

のかなとも思っております。一民間人としても、まだまだ魅力を高めるような取組をぜひしたいと思っておりますので、ぜひとも、建設部から今、御答弁をいただきましたけれども、横の連携を強めて、何でも人口減に結びつけるのはどうかと思うのですが、実際、小樽市で、公園を考えますと、やはり公園に魅力がないというのは明らかであります。子育て世代に、私も子育て世代ですけれども、聞いても、やはり、小樽に魅力のある公園がないというのはよく聞く話でありまして、そういう意味からでも、子育て世代が求めているのは、そういう自然環境が豊かな施設というのものもあるかもしれませんので、これもどう地方創生につながるのか、私にはまだ地方創生が見えてきていませんので何とも言えませんが、人口減も含めて、ぜひともお考えいただければと思います。答弁は要りません。

○濱本委員

◎来年度予算編成について

予算編成について何点か伺います。

来年、統一地方選挙なので、来年度予算については基本的には骨格予算の編成だというふうに理解しております。経常的経費の積算、民間企業で言えば一般管理費の積算等でいろいろな方針もあろうかと思いますが、その点について、とりあえず平成27年度の骨格予算についての編成方針等がありましたら、お聞かせいただければと思います。

○（財政）財政課長

編成方針ということで申しますと、骨格予算ということではありますけれども、今後の財政状況を見据えた中で各部には通知しておりますが、その中で、一応、10月に示しているのですけれども、その時点では消費税のことがまだ見えていなかったものですから、その段階での話ということで、平成26年度当初予算に比べてさらに3億円ほどの財源不足が見込まれるということで、12億円ほどの財源不足が見込まれるということで、基本的には26年度予算と同額の規模で各部に予算編成をするようにという形で通知したところでございます。

○濱本委員

今の話は大体わかったのですが、これから予算案として上がってくるまでの具体的なスケジュール、どのような工程を組んで予算案として、骨格予算として形になるのか、その具体的なスケジュールについてはいかがですか。

○（財政）財政課長

スケジュールにつきましては、先ほどの10月の通知の後、各部から、先月末までに予算を提出していただいている形になっておりまして、現在行われている財政部長のヒアリングを今月いっぱい行う予定となっております。その後、年明け後の1月の中ほどですか、市長のヒアリングを経まして、その後、いかんせん今回は衆議院議員総選挙がありましたので、地方財政計画がまだ見えていないということで、恐らく、最終的に金額等が固まっていくのは2月に入ってから、議会に示す直前までいろいろ調整が続いていくものというふうに考えております。

○濱本委員

そこで、予算編成をするに当たって心配なのが、市長がずっと、小樽市議会「市民と語る会」のこともありましたけれども、街路灯のLED化についていろいろな手だてを組んでもらって、今回も答弁の中でいろいろ話をいただいておりますが、骨格予算なので、このLED化の話が当初予算の中に本当に計上されるのか、また、予算規模はどの程度になるのか、そして、3年間の事業ということです。市役所の予算は単年度予算です。3年間の事業をきちんと3年間でやるのだという担保をする、そういうものを組み入れる方法は、この地方自治の中でいろいろ方法はあるのだと思うのですけれども、その点について、まず、新年度の予算の中でどの程度計上するのか、それから、3年間の事業を途中で、例えば保留にするだとか、少し先延ばしにするだとかということは決して不可能ではないわけです。予算編成の中で言えば、事業の中で言えば、そうではなく、必ず平成27年度、28年度、29年度でやり遂げるのだという、そういうものを、担保をどうやって組み込むのか、その点についてはいかがですか。

○財政部長

一つ、担保という意味では、予算のテクニク的に何がとれるかというのは少し難しいと思います。補助金なものですから、債務負担とか、継続費をつくるのかどうかということもあります。

当初に組むかどうかなのですが、基本的に政策的な予算は第 2 回定例会に送るという方針を持っております。ただ、これは早く取り組めば取り組むほど効果も早く表れてくるものですから、その辺を踏まえて、また、制度設計の詳細、この辺がどこまで間に合うのか、そういうことを考えながら、予算編成の中で議論して決めていきたいと思っております。

○副市長

先ほどもありましたように、選挙があつて、まだ地財が全然見えていない段階なので、年間フレームがつかめない状態なのです。だから、今、はっきりしたことは申し上げられませんが、この件については超政策的な事業でありまして、当然、骨格予算の対象になる事業でございます。ただし、今、財政部長も申し上げたように、早くやることに越したことはない、効果があると。これだけ電気料金が上がって、電気代の負担が町会の財政を圧迫しているということもございまして、基本的には骨格と考えておりましたが、全会派において許されるものでありましたら、当初予算の計上も検討してまいりたいと考えているところでございまして、何とかよろしく願いいたしたいと思っております。

(「誰も反対する人はいないって」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

何かボールを投げたつもりが返されてきたという少し複雑な思いですけれども、全会派どこも反対することはないと思います。一日も早く、町会も本当に苦勞しております、段階的に上がって、4 月には完全に 100 パーセント値上がりになるということで、自己破産とまではいかないですけれども、町会そのものが成り行かないみたいなどころも当然、想定されるわけです。ぜひとも、議会でもどこも反対するところはないと思いますので、勇気を持って予算編成をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 55 分

再開 午後 4 時 09 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第 4 号平成 26 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算及び議案第 13 号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案については、否決を主張して討論を行います。

議案第 4 号平成 26 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算についてです。

介護保険事業では、一定の所得がある方の利用者負担の見直しで 2 割負担にし、保険料を引き上げ、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、予防給付を見直し、特別養護老人ホームの入居対象から要介護 1・2 を外し、要介護 3 以上に限定するなど、改悪が予定されています。介護保険事務処理システム改修の提案は、改悪を進める介護保険に対応するためにシステムを改修するもので、賛成できません。

介護保険は、保険料を徴収しておきながら、サービスが使えなくなるため、国家的詐欺という声も聞かれます。介護保険導入時、それまで介護費用の50パーセントだった国庫負担割合は25パーセントに削減され、保険料で50パーセントを賄うとされていました。日本共産党は、国庫負担を10パーセント増やし、将来的には50パーセントまで引き上げ、抜本的に改正することを提案しています。

議案第13号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてです。

設備基準の専用区画面積は、国の基準では、児童1人につきおおむね1.65平方メートルですが、小樽市の場合、一般児童の使用する児童館との併用を実施している施設があり、国の基準だけで判断することに困難があるとして、第4条に「市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない」と加えています。この点については、今後の施設拡充を期待します。

学校で開所している放課後児童クラブの開所日数については、土曜開所は4、5月のみに限られており、その後は拠点校方式になっており、開所日数は1年につき250日はクリアしているとはいえ、土曜日の拠点校方式は全道各市と比べても小樽市だけであり、今回の改正時にこそ、保護者の労働実態に合わせ、保護者の声を聞き、土曜開所を増設して改正を図るべきではないですか。

また、今回の条例提案もリンク方式であり、議会の議決権を奪う仕組みであり、反対です。

以上、委員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第4号及び第13号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会に付託されました案件はもとより、行政全般にわたる熱心な審議をいただきまして、委員長としての任務を全うすることができました。特に昨日は、天候の悪化で警報が出たということもありまして、出席理事者の問題や、あるいは議員の皆さんには、来年選挙を控えてどうしても質問しておきたいという思いがあったと思うのですが、5分間の短縮に御協力をいただきました。また、理事者の皆さん方におかれましては御協力をいただきまして大変ありがとうございました。深く感謝しております。意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。